

【主な質疑項目】

1. 食品における放射性物質の新基準値の設定と原木しいたけの汚染について

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。短い時間ではありますが、本日は、山、森林、林野とは切り離せないシイタケ等キノコ類の放射性物質によります汚染の問題、この点について質疑したいということでもあります。木材生産は、これだけ山が多いんだから相当な金額に上っているんだろうというふうに我々思うところではありますが、木材生産の生産額は二千億を切っているわけですね。ところで、一方、キノコ類は二千億を超える金額になっています。一般的に、我々、農産物いろんなところで当然のこと接するわけですが、お茶は一千百億円、さらにサトウキビだと三百三十億円、それからミカンは千五百四十億円、リンゴは千三百二十億円。だから、キノコ類は、もう山で生産されているキノコ類はこれらをはるかに超える大変重要な農産物であるわけではありますが、林産物でもあるわけではありますが、ところが、そのことについて必ずしもどうも我々十分意識していないんじゃないかと。

キノコの生産農家も、どちらかという組織はそれぞれ、仲間で組織されてはおいでになるわけですが、全国的な大きな組織を持って活発に活動されているということもないということもあるんだろうというふうに思いますが、だからなかなか目立たない。しかし、今般のセシウムによります新しい基準値が設定されたことによりまして、そのことで物すごい困難に逢着しているわけで、多くの農家がもう生産をもうやめようかという悲嘆に苦しんでおられるわけであります。今、日々、日々それに苦しんでおられるというふうに思います。

だって、一時期に収穫するだけの話じゃないんですから、毎日ハウスないしは露地で生えてくるんですから。それを収穫されている皆さん、そしてそれがセシウムの基準値を超えてしまう、それも、当初原木を導入したときは、洗浄もしながらちゃんとやって大丈夫だったと。ところが、途中で基準値を変えちゃったんだから。だから、原木は二年間使えるんです、二年間八回使えます、露地で使うほど木になったものについては四年間使うと言っています。この間、基準値変わったわけだから、これはもう大変な苦勞です。今までの大丈夫だった、出荷していたほど木、もう一回使おうと思っていたものをしょせん廃棄せざるを得なくなった。みんなハウスの後ろ側に積み立てたままに、廃棄したままになっ

ております。ましてや、それもすぐどこかへ持っていけるのかといったら、そうじゃない。庭先にちゃんと置いておかなきゃいかぬということになっているわけですから、悲しみは更に増すわけでありまして。値段はずっと低下のままであります。

この状況をしっかり解決していかなければ絶対にもう駄目だということでもあります。もちろん、基準値を決めました厚生労働省、それから賠償請求の中間指針を作りました文部科学省、それぞれ役割はあるんですが、この大事な林産物についての扱いについて、やはり生産者の立場に立って仕事をちゃんとやるというのは僕は農林水産省だと思うんです。ましてや、基準値を決めるときのいろんな諸会議の中で、五百から百ベクレルにしても、まあ最近はずっと数値も下がっていますから大丈夫ですよということを農林水産省は言ってきたんじゃないか。議事録を何度も読みますと、厚生労働省の担当者は、各審議会委員の鋭い質問、すなわち、今この厳格な基準をわざわざ決める必要があるのか、世界的にも非常に厳しい基準を今こういう形で決める必要があるのか、安全、安心という名の下にそれで十分な説明もなく進めるのか、このままでいくと間違いなく生産の現場で大混乱を生ずるよということを、ずっと議事録の中で何度も何度も議論されていたし、そして、普通の審議会とは異例な形でちゃんと意見書も出されていたという経緯があるわけでありまして。

このことについて、しっかりと農林水産省、対応が必要であります。今やまさに、生産者が出荷制限、出荷自粛、それから出したものの回収、さらには返金ということまで迫られているわけで、先に言いました、途中から汚染があるぞというふうに、新基準値の設定の中で出てきた原木の再洗浄、さらに廃棄、そしてまた、高騰している、値段が上がってきている原木の手配に苦労している。一方、福島は、原木の大産地だったんですが、今は原木を出せない。このことは、当然のこと、福島の大事な林業経営においても大変な困難に遭っているということでもあります。こうした現状を一体どんなふうに考えておられるのか、どう対処してきているのか、お聞きします。

#### ○政府参考人（皆川芳嗣君）

キノコでございますが、委員御指摘のように、林業産出額の過半を超えているといったことございまして、山村経済にとっても大変大きな役割を果たしてきたというふうに認識をしております。今回の放射性物質の問題でございますけれども、東日本中心といたしましたキノコ生産農家が出荷制限、出荷自粛といったような非常に厳しい状況

に置かれているということで、多大な御苦勞、御心配をされているということに大変に遺憾に思っております。

林野庁といたしましても、生産農家の方々の御意見もよく最近聞かせていただいております。まずは、風評被害を防ぐという意味でも、新しい基準値がいずれにせよできているわけですので、それに適合する安全なキノコが出荷できるような体制づくりということについて、厚生労働省とも連携しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、当然、この問題は、新基準値に応じた原木の基準をどうするかという問題もまだ派生しております。これについてもありますし、また、その原木の供給をどうするのかと、まさに大産地であった福島のお原木に依存できなくなったということの状況がございますので、全国各地でどういったポテンシャルがあるのか、原木の供給可能性があるのかということと、またそれに向けての、原木を求めておられる方々とのマッチング、また、原木はそうであっても、それを除去しながら極力安定的に生産する技術がないのかといったようなこと、また委員御指摘の、まさに原木を廃棄しなさいかぬといった問題もございます。そういったものへの対処をどうするかということまで含めまして、極力生産者サイドに立ちまして様々な対策を講じることによりまして、この非常に大事な特用林産物、またシイタケの生産ということについて生産振興ができるように頑張ってもらいたいというふうに考えてございます。

#### ○山田俊男君

厚労省は、辻副大臣、お見えになっていただいております。この実態をちゃんと承知されているのかどうか、私は基準をもう一回見直していると思うんですよ、実態に合わせて、審議会であれだけ意見も出ていたんですから。いかがですか。

#### ○副大臣（辻泰弘君）

食品中の放射性物質についての新たな基準値は長期的な状況に対応するため設定したものでございまして、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、これまでの暫定規制値で許容していた五ミリシーベルト年間線量から年間一ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げ、今年四月一日に施行させていただいたものでございます。新基準値につきましては、検討段階から、食料供給への影響や、経過措置の対象となる食品の内容と期間などにつきまして農林水産省と十分に協議を行わせて

いただいた上で、薬事・食品衛生審議会の多くの専門家の議論を踏まえて決定させていただいた次第でございます。

現在、地方自治体の協力も得まして、計画的な検査の実施と、その結果に基づく出荷制限等の指示を行い、基準値を超える食品の流通防止を図っているところでございまして、食品の安全と安心を確保するためにも、一部の食品で基準値超過が出たことをもって基準値を見直す考えは持っておりません。

#### ○山田俊男君

どうも、小宮山大臣がおいでになればこの比で済まない、もっときっちり戦うべきところではありますが、本当に残念でありますけれども。農水省は移行係数の在り方について私は大きな間違いをしたのではないかと。これは私が言うだけじゃなくて、産地の多くの農家の皆さんからも、おい、これは間違っているんじゃないかと、農家にシイタケを作るなどという原木の指標値を作ったことになってしまっているんじゃないかというふうに出ているんですが。ともかく、きちっと生産可能になる、出荷になる、それはきちっと安全なんだという対応の仕方があるはずなんです、どんなふうにこの扱いされるんですか。

#### ○政府参考人（皆川芳嗣君）

原木シイタケでございしますが、原木をまず使って、それからシイタケを作ると。シイタケについて、まさに新しい新基準値が適用されて百ベクレルということになったわけでございます。これにつきましては、原木の移行係数、まず、去年の五百ベクレルのときから、私どもも原木の濃度と、それから出てきた生産物であるシイタケの濃度ということデータを集めまして、これに基づきまして、移行係数、当初は三という形で設定をさせていただいておりました。ただ、これを、サンプルを少し増やしまして、今回二・〇という形の移行係数という形になってございまして、また菌床用培地につきましては移行係数を大分緩和をできた水準ということになっているのが今の実態でございます。

ただ、それだけで万全なのかということになりますと、まだ、私どもの原木、さらには菌床培地、それから生産されたシイタケとの間の相関関係というものにつきましてはまだまだ知見の蓄積が必要な段階でございます。ただ、いずれにせよ、四月一日のこの新しい基準値に対応するためへの基準として設定をさせていただいたということでございますけれども、この夏に向けまして、まさに新しい原木を仕込むという時期に

間に合うような中で、その移行係数につきましては極力妥当なものとなりますように、更なる知見の蓄積、また様々な関係者の方々の御意見もあるようでございますので、よく聞かせていただいた上で、この移行値の見直しということをしていただきたいというように考えているところでございます。

○山田俊男君

ともかく、皆川長官、もう急がなきゃいけない。みんな今本当にもうやめているんだから、やめようとしているんだから。僕は宮城県で原木シイタケの農家にお会いしましたが、もうほぼ私と同年齢。大変な苦勞をして家族みんなで取り組んできたこの経営をもうやめざるを得ないのかと、もう泣くような印象だったですよ。こたえてあげなきゃいかぬですよ。それに移行係数や原木の指標値が影響していないとは限らない。このまま放置しておくわけには絶対いかないので、早急にやってもらいたい、こんなふうに思います。

さて、これは神本政務官にお聞きしますが、損害賠償の私は中間指針、少なくとも、厚生労働省が基準値見直さないというんだったら、損害賠償の中間指針はしっかり見直して、そして、こうした形での基準値の変更に伴う様々な問題が出てきている、経費増であったり、価格の低下の問題であったり、回収に伴う代金であったり、こうしたことごとについての損害賠償をちゃんとやるという指針の見直しをやるべきなんです。それなのに、東電に言ったら、相当な因果関係があればやりますが、中間指針にないから対処できないなんて言っているんですよ。こんなことをあっちこっちで繰り返し言われていてやる気が起こりますか。これはみんな国に対する物すごい不満になって現れていますよ。言うけれども、キノコ類の生産額は木材の生産額より大きいんだよ。それほど多くの皆さんが努力しながら、山や森を大事にしながら、かかわっておられるんですよ。是非、中間指針見直すべきだと思いますが、いかがですか。

○大臣政務官（神本美恵子君）

先生御質問の放射性物質、食品の新基準について、それに伴う賠償、中間指針を見直すべきではないかという御質問でございますが、今回の事故によって生じております原子力損害に関しましては、事故との相当因果関係が認められるものは全て原子力損害賠償法に基づいて適切な賠償が行われることとなっております。原子力損害賠償紛争審査会が策定しました中間指針におきましては、農林水産物及び食品の出荷、作付け

等につきまして、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害は賠償の対象とされているところでございます。

今回の食品の放射性物質の新基準が設定されましたけれども、当然、食品の放射性物質の新基準に基づく指示等に伴う損害についても同様に賠償の対象となる、現在の間中指針で賠償の対象となっておりますので、見直すつもりはないかという御質問でございますが、これにつきましては、中中指針で今申し上げましたように含まれておりますので、見直す必要はないものと考えております。

また、東電の態度につきましては、私もこの間、損害賠償紛争審査会や円滑化会議、損害賠償が迅速、円滑に行われるようにと経産省や東電や賠償支援機構と一緒に会議を持っておりますけれども、その中でも再三、先生御指摘のように、中中指針にないからこれは対象にならないという、これは誠意ある態度ではないと、中中指針が求めているのはそういうことではないということを繰り返し要請をしてきているところでございますし、文部科学省、大臣を始め政務三役で東電においでいただいて、しっかりとそこは迅速に円滑に賠償が進められるようにと、中中指針をそういうふうに狭めて判断するものではないということも繰り返し指導してきているところでございます。

#### ○山田俊男君

ともかく、神本政務官が賠償円滑化会議で相当頑張っておられるという情報は聞こえてきますが、もうその比じゃなくて、もう神本さんのその勢いをもっとどんどん出して、徹底して東電にやらせなきゃいかぬですよ。ましてや、これは厚生労働省も、こうなったらよそのことだというふうに思っているかもしれない。しかし、低い基準値にしたでしょう、子供について五十ベクレルにしたでしょう。悪いとは言わないですよ、それはそれで一生懸命お考えになったということだと思う。下げたからNDでなかったらもう扱わない、そういうところがいっぱい出てきているじゃないですか。やっぱり審議会で議論されていたとおりになんだよ。だから、数字を安全に決めたからこれでいいんだなんていうことは言っておれないんだよ。これは本当だよ。各省もう一回、ちゃんとどんな方法があるか、どんな対策があるかということをしっかりやってもらわなきゃもう本当に駄目だということを申し上げておきます。

さて、これまたこれで検査機器を、そういうことだから、NDでなくちゃいかぬのだということであらゆる段階で求められるから、どうなっていますかというふうに聞かれる、答えなきゃいかぬ。検査機器必要に

なるじゃないですか。検査機器を是非入れたいというふうに市長さんや国に言ったら、東電と交渉してくださいと言っているそうじゃないですか。林野庁もどうもそんなふうにおっしゃっているらしいじゃないですか。こんなことでは絶対駄目ですよ。ましてや、検査機器は厚生労働省の話ですなんて言ってたって駄目ですよ。検査機器の体制整備をしっかりとやらなきゃいかぬ、いかがですか。

○政府参考人（皆川芳嗣君）

当然に、そういった安全、安心の体制づくりのために、私どももやっていかなきゃいかぬことをやります。そういった意味で、検査機器の導入についても支援対策ということを私どももさせていただいておりますし、もしそういった観点で不十分な発言があったとすれば、もう一度私の方から徹底させていただきたいというふうに思います。

○山田俊男君

もう時間がなくなりましたので、大臣の声を聞かないと眠れませんので、TPPの問題も、これありますから、もう大臣に頑張ってもらわなきゃいかぬので、ここでしっかり大臣の声を聞いておかなきゃいかぬのですが。山の除染対策をどうするか。これ、かなり長期的な課題だというふうに思います。先ほど金子委員からもお話がありましたけれども、一定の体制を仕組みながら試験研究も含めて研究開発をやります、試行的な実施をやりますということなんでしょうけど、物すごい難しいというふうに思うんですよ。しかし、それは、長期的にもやることはやっけていながら、一方で、是非、原発の福島をどう自然再生エネルギーの基地として、かつ世界的な研究機関も誘致しておくということ、それからさらに、汚染された、抱えておられるセシウムの高い農産物等についても、これはエタノール化を進めるというような形での新しい再生を図っていくという構想が地元の福島から議論が出ているんです。その構想についてどんなふうにお考えになっているか、この除染の問題についての決意をお聞きします。

○委員長（小川勝也君）

簡潔にお願いします。鹿野大臣。

○国務大臣（鹿野道彦君）

この森林におけるところの除染につきましては、まず生活圏のところ

の除染というところに重点を置きまして、二十メートル圏内というよう  
なところで、落ち葉なり枝葉の除去というところに力を入れてまいりま  
した。ある程度これは成果、効果があったと思っております。

そういう中で、今後、森林全体ということを考えたときに、やっぱり  
例えば間伐する場合に放射性物質がどう拡散するかというふうなところ  
もししっかりと検証しなきゃならぬわけでありまして。そういう中で、今、  
農林水産省としてもそういう問題に取り組んで、そして技術的な指針と  
いうものをやはりこの除染に取り組む環境省の方にも今月中に提供、提  
示してまいりたいと思っております。そういう中で、今後、いろいろそ  
ういうふうな技術的な問題も含めて、森林の除染をどうするか、環境省  
と連携をしっかりと取って取り組んでいきたいと、こう思っておるところ  
でございます。

○山田俊男君

ありがとうございました。